

キャンパスペイポイント規約

第1条(目的)

本規約は、名古屋工業大学生生活協同組合(以下、「名工大生協」といいます。)が提供する小額決済システムであるキャンパスペイシステムにおいて、その利用金額に応じて提供する特典(以下「ポイント」といいます。)の内容・条件等を定めたものです。

第2条(ポイント会員資格)

ポイント会員(以下、「会員」といいます。)の資格は名工大生協が提供するキャンパスペイシステムへの利用登録者とします。

第3条(ポイントカード)

キャンパスペイ機能を付加した「IC 学生証・身分証明書」もしくは名工大生協が発行するICカードをもってポイントカード(以下、「カード」といいます。)とします。

第4条(ポイントの付与方法)

- 1 名工大生協は会員に対し、ポイント対象店舗でポイント対象商品購入の際にキャンパスペイで支払いをすることによりポイントを付与します。ポイントは対象商品に設定された購入金額に応じたポイント率により付与します。
- 2 前項のほか、名工大生協において所定の条件・方法により算定されたポイントを別途付与する場合があります。
- 3 ポイント対象店舗、商品やポイント率は店頭でご案内し、ポイント対象店舗、商品やポイント率は会員に予告無く変更する場合があります。
- 4 停電や故障によるシステムの停止、ICチップの破損等によりポイントが付与されない場合があります。その場合においても名工大生協はその損害を補償しません。

第5条(ポイントの利用・還元)

- 1 付与されたポイントが200ポイントに達すると200ポイント単位でポイント券を発行することができます。200ポイント未満のポイントについてはポイント券を発行することはできません。
- 2 ポイント券は生協指定の店舗で商品等の支払いにあてることができます。
- 3 ポイント券1枚の還元金額は店頭にてご案内します。
- 4 ポイント券の有効期限は券面に印字された発行日から3ヶ月以内とします。

第6条(累積ポイントの有効期限)

累積ポイントの有効期限は、キャンパスペイの利用有効期限とします。

第7条(ポイントの通知)

ポイント及び累積ポイントの通知は、会員のキャンパスペイ利用時におけるレシート印字にて行います。

第8条(本カードの紛失、盗難、破損等)

- 1 カードの紛失、盗難にあった場合及び破損した場合には、速やかに名古屋工業大学ならびに名工大生協にご連絡下さい。

- 2 前項の場合、名工大生協は名古屋工業大学から再発行された「IC 学生証・身分証明書」にポイント機能を付加します。但し、「IC 学生証・身分証明書」の再発行により、以前付与された累積ポイントは失効します。
- 3 カードの紛失、盗難、破損及びそれに伴うポイントの失効について、名工大生協は一切その責任を負いませんので、管理には十分ご注意ください。

第9条(会員資格喪失の場合のポイント消滅)

会員がキャンパスペイの利用資格を喪失した場合、その理由の如何を問わず、累積ポイントは全て消滅します。

第10条(権利の譲渡等)

会員は理由の如何を問わず、ポイントおよびポイント券を他人に譲渡・担保提供、又は相続することは出来ません。

第12条(ポイントシステムに関する疑義等)

ポイントの有効性、ポイント数、還元金額ならびにその他ポイントシステムの運営に関し疑義が生じた場合の判断については、名工大生協において決定し、会員はその決定に従うものとします。

第13条(ポイントシステム終了・中止・変更)

名工大生協は当生協の判断により、ポイントシステムを終了、中止し、又は内容を変更することができるものとします。かかる場合、名工大生協は、一定期間ポイント会員にその旨を告知します。

前項によりポイント会員に損害が生じた場合、名工大生協は一切の責任を負いません。

以下の理由による場合、名工大生協は事前告知なくポイントシステムの運営を一時停止、中止する場合があります。

- (1)コンピュータシステムの保守点検
- (2)システム切り替えによる設備更新
- (3)天災、災害による装置の故障
- (4)その他予期しない障害の発生

第14条(会員情報の提供と交換およびその保護)

会員は、名工大生協が業務上必要な範囲で会員に関する情報を利用することを承認します。